

# 令和元年第12回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年12月24日(火)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎

3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題
  - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
  - 2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
  - 3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
  - 4) 議案第4号 農用地利用配分計画(原案)に係る意見について
  - 5) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について
4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員 14名

1番	増 山 貞 男 君	2番	倉 持 登 君
3番	中 村 明 君	4番	小 島 一 男 君
5番	張 ヶ 谷 一 郎 君	6番	青 木 徹 雄 君
7番	鈴 木 豊 君	8番	坂 路 誠 君
9番	青 木 邦 夫 君	10番	大 島 かづ子 君
11番	小 島 キヨ子 君	12番	戸 賀 崎 邦 雄 君
13番	後 藤 勇 君	14番	高 崎 勇 君

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 10名

1番	鈴 木 徳 男 君	2番	井 上 清 一 君
3番	山 崎 松 男 君	4番	今 野 秀 明 君
5番	白 石 守 利 君	6番	濱 田 茂 君
7番	松 田 英 雄 君	9番	上 原 勝 正 君
11番	加 藤 互 君	12番	上 原 一 夫 君

欠席委員 2名

8番 細井純一君

10番 川島広伸君

事務局

事務局長 田原和明

局次長 宇佐見毅

書記 小林照敦

書記 古谷崇

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和元年第12回の農業委員会総会を行いたいと思います。

本日は、議題が終わった後にその他の中で、埼玉県農林公社の前田コーディネーターにお越しいただきまして、中間管理事業と農業委員の役割ということで講話を考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それであっても、おおむね4時には上がりたいたいというふうを考えておりますので、お願ひします。

それでは、会長の挨拶。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日大変師走のお忙しい中をほぼ全員の皆様にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

令和元年度を顧みますと、台風、またここへ来て雨がぼつりぼつりと、たつぷり降りますもので、農作業にはかなり影響しているのかな。野菜等も非常に作りづらいという時期かなというふうに思っております。また、あわせて農業委員会のほうも、農業委員さんの、また推進委員さんのご協力のおかげで農地パトロール等も無事終わっております。大変ご協力ありがとうございました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、令和2年度が始まるわけでございますけれども、毎回言っていますとおり、一丸となって遊休農地の解消等、農業委員会にかかわる仕事につきまして皆さんのご尽力を賜ればと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げる次第でございます。

今日は、議案としては少ないわけでございますけれども、今日は大変意義ある、また慎重なる審議をいただいて終了できますことをお願ひ申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。大変今日のご苦労さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

本日は、〇〇委員と〇〇委員が欠席でございますけれども、〇〇委員につきましては今病気で入院中ということで、先月と今月は休まれるというご報告をいただいております。

それでは、早速次第に基づきまして議長の進行でよろしくお願ひします。

◎議案第1号

○会長 暫時の間、議長を務めさせていただきます。議案に入りたいと思ひます。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1から1—2、またナンバー2、関連がございますので、一括して上程をさせていただきます。事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字北蓮沼〇〇—〇、畑、46㎡。ナンバー1—2、大字北蓮沼〇〇、畑、479㎡。合計525㎡。譲渡人、越谷市、〇〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇。

続きまして、ナンバー2、大字北蓮沼〇〇、畑、403㎡。譲渡人、越谷市、〇〇〇〇、小山市、〇〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇。譲受人、面積6,483アール、労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1、ナンバー2については、〇〇氏が合計で約900㎡を取得するものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は〇人で行っております。こちら、〇〇さん、〇〇さんのこの土地についてなのですけれども、こちら以外の農地も以前、所有権移転で〇〇さんが取得してございまして、残りの部分という形になっております。場所は、大字北蓮沼、〇〇〇〇の東側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員11番 事務局より依頼がありましたので、12月15日、先に現地を確認しまして、それから〇〇さん宅へお邪魔しました。そうしたら、事務局の説明のとおりでございましたので、間違いありません。

そして、あと〇〇さんですけれども、越谷でしたので、お電話で連絡とったのですけれども、間違いはないということで、5項目についても異常なしということでした。

そして、〇〇さんは〇〇さんが後見人になっていますので、連絡はとっておりませんので、よろしく願いいたします。

皆様のご審議、よろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1-1と1-2、またナンバー2、賛成の皆さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

承認といたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字杉戸字与左エ門前〇〇〇〇一〇、田、998㎡。譲渡人、杉戸〇丁目、〇〇〇〇。譲受人、さいたま市〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、駐車場。

ナンバー1につきましては、〇〇〇〇の駐車場とするため許可をお願いするものでございます。こちら、譲受人の〇〇〇〇株式会社さんが〇〇〇〇を経営しております。申請地については、農用地からの除外手続が完了し、農地区分は第2種農地です。資金計画は、自社資金により計画しております。場所は、大字杉戸、〇〇〇〇の道路を挟んで東側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員12番 それでは、報告をさせていただきます。

去る18日の午後ですけれども、譲渡人、〇〇〇〇さん宅にちょっと訪問しまして、お話を伺いました。さらに、20日のほうには譲受人、〇〇〇〇、今お話ありました、いわゆる〇〇〇〇の支配人へそれぞれお話を伺ってまいりました。当該土地につきましては、譲渡人が親から相続されたというもので、相続された時点から何もつくっておらず、年に二、三回程度、除草剤をまいていたというような状況であるということでございます。このことから、かねて土地の売却を不動産業者のほうへ相談していたということであり、このたび譲受人より購入したいという申し出があったので、売却することになったということです。

一方、譲受人の〇〇〇〇でございますが、温浴施設として杉戸町で〇〇〇〇を運営してございまして、利用者の増加から、さらに来客者がふえたというようなことでございます。駐車場が手狭になったということから、近所からも苦情が絶えないというような状況で、駐車場を広げるということで用地を探していたところ、不動産業者から話があったということでございます。しかし、地図をごらんになっても、この駐車場の周り、出入口につきましてはたしか2.5メートルほどのちょっと細い路地なものですから、支配人とお話しして、できれば従業員の駐車場としてお使いになったらどうかというふうな助言をさせていただき、一般の方が出入りするということであるとすれ違いもできないということで、さらに近所からの苦情も出てくるのではないかとということで、支配人とちょっとお話ししたところ、そうですね、従業員の駐車場を現在のところを広くして、従業員専用というふうな形で持っていきたいなというお話をしております。

以上でございますが、調査5項目につきましては特に問題ございませんので、よろしくご審議のほどお願いします。さらに駐車場ということでございますが、ちょっと役場の関係、各課にちょっと聞いたところ、お話を伺っていないところもありましたので、交通傷害だとかいうふうな形でございます。非常に車の出入りが激しくなっているということであります。関係各課との調整もちょっと事務局のほうへよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

この件につきましてご質疑を受けたいと思ひますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第2号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー2—1から2—5、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー2—1、大字深輪〇〇〇、田、1,941㎡。譲渡人、深輪、〇〇〇〇。ナンバー2—2、大字深輪〇〇〇—〇、田、586㎡。ナンバー2—3、大字深輪〇〇〇—〇、田、410㎡。ナンバー2—4、大字深輪〇〇〇、田、2,000㎡。ナンバー2—5、大字深輪〇〇〇、田、1,476㎡。合計6,413㎡。失礼しました。譲渡人、深輪、〇〇〇〇。譲受人、草加市、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇。転用目的、農地改良。

ナンバー2—1から2—5については、申請地を畑として利用するため、農地改良工事の許可をお願いするものでございます。仕上がりにつきましては、埼玉県が定めております農地改良の許可の基準を満たしており、周辺農地への影響は特にないと思われまゝ。場所は、大字深輪、〇〇〇〇〇〇の東側になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員1番 ご報告申し上げます。

ただいま事務局の説明のとおりでございますが、深輪の〇〇〇〇の東側の土地でございまして、11月の農地改良ということで、〇〇〇〇さんということの同意をいただいた件の北側の地続きの土地でございまして、〇〇さん、〇〇さん、2人連名で出ておりますが、同等の条件の土地となっておりますので、冠水をするということには変わらない土地でございまして、農地改良を決定したようでございます。また、調査の項目については問題ございませんので、

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移りますが、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第2号、ナンバー2—1から2—5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー3—1から3—2、事務局より説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー3—1、大字木野川字堤外〇〇、畑、558㎡。ナンバー3—2、大字木野川字堤外〇〇—〇、畑、505㎡。合計1,063㎡。譲渡人、木野川、〇〇〇〇。譲受人、千代田区、学校法人〇〇大学理事長、〇〇〇。転用目的、合宿所。

ナンバー3—1、3—2については、江戸川の堤防強化事業による移転のため譲受人の合宿所を建築するため、許可をお願いするものでございます。申請地は、農用地からの除外手続が間もなく完了する予定ですが、国土交通省による公共事業であり、年度内での所有権移転を計画しておりますので、手続を先行して進めている状況でございます。農地区分は、除外後は第1種農地となりますが、土どめ工事により周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われま。資金計画は自己資金により計画しております。場所は、大字木野川、高規格堤防の最上部になります。こちら、まだ除外の手続が継続中ということで特殊な案件にはなるのですけれども、農業委員会としては農用地からの除外手続完了を条件に許可のご承認をいただければと思っております。

以上でございます。

○会長 事務局から説明が終わりました。

この件につきまして調査報告、〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員9番 それでは、調査依頼に基づきまして調査報告いたします。

12月22日に譲渡人であります〇〇〇〇さんのお宅に伺いまして、話を聞いてまいりました。その話によると、話の発端は国土交通省江戸川河川事務所からの代替地としてのことで話がありまして、提供することにいたしましたということです。また、譲受人であります学校法人〇〇大学事務長の〇〇〇さんに、これは電話で話を伺ってまいりました。今現在航空部合宿所の敷地が江戸川堤防強化事業の対象地でありまして、この代替地に〇〇さんの土地が適地になった話ですが、今現在この土地は私が耕作しており、隣地に悪影響はないと思います。調査項目は問題ないので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

こちらは、除外前の特例措置でございますが、農業委員会の可決をいただければ、すぐに除外申請が終わるということでございます。

これにつきましてご質疑いただきたいと思いますが、よろしいですか。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決をいたします。

議案第2号、ナンバー3—1から3—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1からナンバー5、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1からナンバー5、利用権の設定を受ける者、才羽、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、耕作面積、2,096アール、利用権を設定する土地、大字並塚〇〇、田、1,629㎡。ナンバー2、大字並塚〇〇、田、3,529㎡。ナンバー3、同じく〇〇〇、田、2,473㎡。ナンバー4、大字才羽〇〇〇〇、田、2,449㎡。ナンバー5、同じく〇〇〇〇、田、3,162㎡。ナンバー1からナンバー5合計で1万3,242㎡。設定する利用権は、賃貸借、内容、田、令和2年1月1日から令和7年12月31日までの6年間、借賃は年10アール当たり30キロ、こちらは物納となっております。利用権を設定するもの、並塚、〇〇〇〇。ナンバー1からナンバー5、全て継続の案件となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては継続案件なので、調査報告はございません。

これより質疑をいただきたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第3号の1から5まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー6からナンバー78まで、農林公社の関係でございますので、一括して説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー6からナンバー78までは、ただいま会長からありましたとおり、埼玉県農林公社への貸し付けで、農地中間管理事業を活用したものとなります。量が多いですが、簡単に読み上げさせていただきます。

ナンバー6、大字大島字前〇〇〇、田、5,560㎡。

ナンバー7、大字大島字前〇〇〇—〇、田、995㎡。

ナンバー8、同じく〇〇〇—〇、田、253㎡。

ナンバー6からナンバー8合計で6,808㎡。利用権を設定する者、大島、〇〇〇。

ナンバー9、大字本島字中水尾〇〇〇〇—〇、田、715㎡

ナンバー10、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,500㎡。

ナンバー11、同じく〇〇〇〇—〇、田、615㎡。

ナンバー12、同じく〇〇〇〇、田、6,369㎡。

ナンバー9から12合計で9,199㎡。利用権を設定する者、本島、〇〇〇〇。

ナンバー13、大字清地字丑癸〇〇〇〇、田、439㎡。

ナンバー14、同じく〇〇〇〇、田、1,107㎡。

ナンバー15、同じく〇〇〇〇、田、740㎡。

ナンバー13から15合計で2,286㎡。利用権を設定する者、倉松〇丁目、〇〇〇〇。

ナンバー16、大字清地字丑癸〇〇〇〇、田、2,442㎡。利用権を設定する者、倉松〇丁目、〇〇〇。

ナンバー17、大字清地字丑癸〇〇〇〇、田、442㎡。

ナンバー18、同じく〇〇〇〇、田、2,042㎡。

ナンバー19、同じく〇〇〇〇、田、1,325㎡。

ナンバー20、同じく〇〇〇〇—〇、田、191㎡。

ナンバー21、同じく〇〇〇〇—〇、田、2,584㎡。

ナンバー22、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,574㎡。

ナンバー23、大字清地字大頭〇〇〇〇—〇、田、334㎡。

ナンバー24、同じく〇〇〇〇—〇、田、677㎡。

ナンバー25、同じく〇〇〇〇—〇、田、55㎡。

ナンバー26、同じく〇〇〇〇—〇、田、386㎡。

ナンバー27、同じく〇〇〇〇—〇、田、623㎡。

ナンバー28、同じく〇〇〇〇—〇、田、28㎡。

ナンバー17から28合計で1万261㎡。利用権を設定する者、倉松〇丁目、〇〇〇外1名。

続きまして、ナンバー29、大字清地字丑癸〇〇〇〇、田、1,566㎡。

ナンバー30、同じく〇〇〇〇、田、1,510㎡。

ナンバー31、大字倉松字丑癸〇〇〇—〇、田、164㎡。

ナンバー32、同じく〇〇〇、田、922㎡。

ナンバー33、同じく〇〇〇、田、981㎡。

ナンバー34、同じく〇〇〇—〇、田、700㎡。

ナンバー35、大字倉松字雷電〇〇〇、田、1,262㎡。

ナンバー29から35合計で7,105㎡。利用権を設定する者、倉松〇丁目、〇〇〇〇〇。

ナンバー36、大字堤根字池ノ房〇〇〇〇、畑、601㎡。

ナンバー37、同じく〇〇〇〇、畑、985㎡。

ナンバー38、同じく〇〇〇〇、畑、1,348㎡。

ナンバー39、同じく〇〇〇〇、畑、952㎡。

ナンバー40、同じく〇〇〇〇、畑、780㎡。

ナンバー41、同じ〇〇〇〇、畑、942㎡。

ナンバー42、同じく〇〇〇〇、畑、945㎡。

ナンバー43、同じく〇〇〇〇、畑、952㎡。

ナンバー44、同じく〇〇〇〇、畑、945㎡。

ナンバー45、同じく〇〇〇〇、畑、366㎡。

ナンバー46、同じく〇〇〇〇、畑、360㎡。

ナンバー36から46合計で9,176㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇。

ナンバー47、大字堤根字荒田〇〇〇〇、田、2,132㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇。

ナンバー48、大字堤根字荒田〇〇〇〇、田、476㎡。

ナンバー49、同じく〇〇〇〇、田、2,040㎡。

ナンバー50、同じく〇〇〇〇、田、1,993㎡。

ナンバー51、同じく〇〇〇〇、田、556㎡。

ナンバー52、同じく〇〇〇〇、田、466㎡。

ナンバー53、同じく〇〇〇〇、田、390㎡。

ナンバー54、同じく〇〇〇〇、田、811㎡。

ナンバー55、同じく〇〇〇〇、田、675㎡。

ナンバー56、同じく〇〇〇〇、田、669㎡。

ナンバー57、同じく〇〇〇〇、田、1,494㎡。

ナンバー58、同じく〇〇〇〇、田、570㎡。

ナンバー59、同じく〇〇〇〇、田、531㎡。

ナンバー48からナンバー59合計で1万691㎡。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇。

続いて、ナンバー60、大字才羽〇〇〇〇、田、1,553㎡。

ナンバー61、同じく〇〇〇〇、田、1,940㎡。

ナンバー62、同じく〇〇〇〇、田、1,406㎡。

ナンバー63、同じく〇〇〇〇、田、2,476㎡。

ナンバー64、同じく〇〇〇〇、田、458㎡。

ナンバー60から64合計で7,833㎡。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇。

ナンバー65、大字並塚〇〇〇〇—〇、田、3,445㎡。

ナンバー66、同じく〇〇〇〇、田、2,992㎡。

ナンバー67、同じく〇〇〇〇—〇、田、2,688㎡。

ナンバー68、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,100㎡。

ナンバー69、同じく〇〇〇〇—〇、田、600㎡。

ナンバー70、同じく〇〇〇〇、田、1,991㎡。

ナンバー71、同じく〇〇〇〇、田、2,851㎡。

ナンバー65から71合計で1万5,667㎡。利用権を設定する者、並塚、〇〇〇〇。

ナンバー72、大字並塚〇〇〇〇—〇、田、1,963㎡。

ナンバー73、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,710㎡。

ナンバー72、73合計で3,673㎡。利用権を設定する者、杉並区、〇〇〇〇〇。

ナンバー74、大字並塚字南前〇〇〇—〇、田、1,704㎡。利用権を設定する者、並塚、〇〇〇〇〇外2名。

ナンバー75、大字鷺巣字寺前〇〇〇—〇、畑、440㎡。利用権を設定する者、鷺巣、〇〇〇〇。

ナンバー76、大字鷺巣字前原〇〇〇、畑、502㎡。利用権を設定する者、鷺巣、〇〇〇〇。

ナンバー77、大字鷺巣字前原〇〇〇—〇、畑、636㎡。

ナンバー78、同じく〇〇〇、畑、727㎡。

ナンバー77、78合計で1,363㎡。利用権を設定する者、鷺巣、〇〇〇〇。

こちら全て新規の案件で、田んぼにつきましては令和2年3月1日から令和12年2月28日までの10年間、借賃は年10アール当たり30キロ相当の金銭となっております。また、畑のうち堤根の〇〇〇さんの土地につきましては、通常ゼロ円なのですが、この土地に関してだけは借賃が年10アール当たり1万円となっております。それ以外の畑につ

いては、使用貸借ということでゼロ円となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして調査報告はございません。

これに対しまして質疑を受けたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー5からナンバー78、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

こちら細かくずらっと出ているのですが、先ほどのナンバー6から78までと同じ土地の耕作者の配分計画となっております。1筆ごとは読み上げませんが、どなたにどれだけの面積を配分するかだけは読み上げさせていただきます。名前、上から出てくる順番で読み上げさせていただきますが、まず〇〇会長が6,808㎡、佐左エ門の〇〇〇〇さんが2万2,094㎡、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、9,199㎡、才羽、〇〇〇さんが2万4,329㎡、鷺巣の〇〇〇〇委員が2,305㎡、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、こちらは先ほどの〇〇〇さんの土地を耕作する法人でございますが、9,176㎡、佐左エ門の〇〇〇〇さんが1,704㎡、推進委員でもあります〇〇〇〇さんが1万5,667㎡、全て合計しまして9万1,282㎡の配分計画となっております。

こちらの配分につきましては、前もって耕作者の方々にご連絡を差し上げておりますので、面積に無理のない範囲となっております。また、通常どおり、畦畔ですとか農道、水路の維持管理は地先管理にてお願いいたしますということで意見のほうをつけさせていただければと考えております。

事務局からは以上となります。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これは、先ほどの第3号からの引き続きでございますので、今の発表のとおりでございます。何かご質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第4号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、お願いします。

○書記 専決報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、倉松〇丁目〇〇〇、田、1,110㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇〇、宮代町、〇〇〇〇。譲受人、清地〇丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、分譲住宅。こちらは、令和元年11月13日付で受け付けて

おります。

ナンバー 2—1、内田〇丁目〇〇〇〇—〇〇、田、3.93㎡。ナンバー 2—2、内田〇丁目〇〇〇〇—〇〇、田、5.38㎡。ナンバー 2—3、内田〇丁目〇〇〇〇—〇、田、921㎡。合計930.31㎡。譲渡人、内田〇丁目、〇〇〇〇。譲受人、清地〇丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、分譲住宅。こちらは、令和元年11月18日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー 3、内田〇丁目〇〇〇〇—〇、田、114㎡。譲渡人、内田〇丁目、〇〇〇〇。譲受人、清地〇丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、住宅敷地。こちらは、令和元年11月18日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー 4—1、内田〇丁目〇〇〇〇—〇、田、482㎡。ナンバー 4—2、内田〇丁目〇〇〇〇—〇、田10㎡、合計492㎡。譲渡人、内田〇丁目、〇〇〇〇。譲受人、清地〇丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的は駐車場でございます。こちらは、令和元年11月18日付で受け付けております。

ナンバー 5、清地〇丁目〇〇〇—〇、田、1,290㎡。譲渡人、〇〇〇〇〇。譲受人、清地〇丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、分譲住宅。こちらは、令和元年12月5日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

#### ◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を副会長、お願いします。

○副会長 それでは、これもちまして第12回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、令和2年1月24日金曜日15時より第1庁舎3階会議室を予定しています。1年間、皆様のご活躍、ありがとうございました。来年もよろしく願いいたします。お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和元年12月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 坂 路 誠

署 名 委 員 青 木 邦 夫